

農 地 部 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 4 月 5 日 (水)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	2 番前田委員、3 番上野委員、4 番井上 (清) 委員、6 番橋本 (省) 委員、8 番坪根委員、10 番義経 (隆) 委員、12 番植山委員、14 番村本委員、15 番大塚委員、16 番宮久委員、20 番中原委員、21 番廣池委員、25 番倉藤委員、26 番田上委員、27 番小野委員、33 番百留委員、38 番長尾 (雅) 委員
4、欠席委員	35 番宝珠山委員
5. 事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	16 番宮久委員、26 番田上委員
局 長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 18 名中 17 名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
井上清志会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	議事に入ります前に議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、16 番宮久委員、26 番田上委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号 議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について 1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局 (梶原隆)	1 番、所在 大字加来字川原田 地番 20 番地 1、地目 台帳現況ともに田、面積 1,722 m ² 、貸人 ○○ △△ □□、借人 ○○ △△ □□、解約後の目的 利用権設定、解約届出日 平成 29 年 3 月 6 日 合意解約の通知です。

		2番同様に議案朗読
議	長	議第1号1番、2番について南部地区義経隆美委員に調査報告をお願いします。
10番	(義経隆)	報告します。1番、2番双方に確認を致しましたが、合意解約に間違いありません。
議	長	議第1号1番、2番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第1号1番、2番は許可と致します。続いて3番、4番、事務局。
事務局	(川上)	3番、4番、(同様に朗読)
議	長	議第1号3番、4番について本耶馬溪地区田上委員に調査報告をお願いします。
26番	(田上)	報告します。3番、4番ともに双方に確認を致しましたが、合意解約に間違いありません。
議	長	議第1号3番、4番については、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第1号3番、4番は許可と致します。続いて5番、6番事務局。
事務局	(高榎)	5番、6番(同様に朗読)
議	長	議第1号5番、6番について耶馬溪地区百留委員に調査報告をお願いします。

33 番（百留）		5 番、6 番について報告します。貸人、借り人双方に確認しました結果、合意解約に間違いありません。
議 長		議第 1 号 5 番 6 番については、百留委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		ご異議ありませんので、議第 1 号 5 番、6 番は許可と致します。続いて 7 番、事務局。
事務局（梶原久）		7 番（同様に朗読）
議 長		議第 1 号、7 番について山国地区長尾委員に調査報告をお願いします。
38 番（長尾）		7 番、について報告します。貸人、借り人双方に確認しました結果、合意解約に間違いありません。
議 長		議第 1 号 7 番、については、長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		ご異議ありませんので、議第 1 号 7 番、は許可と致します。
議案審議		議第 2 号
議 長		審議に入る前に 2 番前田委員、8 番坪根委員、10 番義経隆美委員、20 番中原委員、29 番矢野委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。
議第 2 号		農用地利用集積計画（案）についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
議 長		
農政振興（尾家）		平成 29 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）について説明。ご審議をお願いします。

	(一括説明)
議 長	只今説明のありました平成 29 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）について一括審議をお願いします。ご異議等はありませんか。
26 番田上委員	本耶馬溪の契約で 1 年というものがあるが中山間地域直接支払制度との兼ね合いもあるのでなるべく複数年契約を推奨していただきたい。
農政振興（尾家）	本人の意向もありますが、なるべく届出の際には複数年を進めていきたいと思えます。
議 長	今現在の中津市での中間管理機構の割合はどの程度になるか
農政振興（尾家）	ほとんどが中津地区、三光地区になります。人農地プランも今年度から本耶馬溪も 1 本化致しますので、山国地区同様推進したいと思えます。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号平成 29 年（4 月分）農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。
議案審議 議第 3 号	議第 3 号
議 長	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。1 番、事務局。
事務局（梶原隆）	1 番、所在 大字 蛸瀬 字 東田上、地番 957 番地、地目 台帳現況ともに畑、面積 333 m ² 、譲渡人 ○○ △△ □□、譲受人 ○○ △△ □□、所有権移転 売買の申請です。
議 長	議第 3 号 1 番、ついでに調査報告を西部地区前田委員をお願いします。
2 番（前田）	譲請人は資格要件を十分に満たしていますので問題ははありません。西部地区審議会においては許可相当として農地部会に進達致しました。ご審議をお願いします。

議 長	議第 3 号 1 番については、前田委員の調査報告のとおりですが、ご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 1 番は許可と致します。 続きまして 2 番、3 番事務局
事務局(梶原隆)	2 番、3 番 (同様に朗読)
議 長	議第 3 号 2 番、3 番についての調査報告を南部地区義経隆美委員にお願いします。
10 番 (義経隆)	まずは、2 番について報告を致します。譲渡人と、譲受人は親子関係ですが母親が体調不良との事であり娘さんに贈与するとの事であります。 3 番についてですがいところ同士であり今回畑と宅地の交換ということで申請を致しております。 双方とも特に問題はありませぬのでご審議をお願いいたします。
議 長	議第 3 号 2 番、3 番については、義経隆美委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 2 番、3 番は許可と致します。 続きまして 4 番、事務局。
事務局(梶原隆)	4 番 (同様に朗読)
議 長	議第 3 号 4 番についての調査報告を東部地区大塚委員にお願いします。
15 番 (大塚)	(現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしていますので特に問題はありませぬ。 ご審議をお願いします。
議 長	議第 3 号 4 番については、大塚委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第3号4番は許可と致します。 続いて5番、6番、7番、事務局。
事務局(梶原隆)	5番、6番、7番(同様に朗読)
議 長	議第3号5番、6番、7番についての調査報告を東部地区宮久委員に 願います。
16番(宮久)	議第3号5番、6番については関連しておりますので一括で報告しま す。 (5番、6番現地について説明) 申請地は隣接した田になっており、所有権移転交換の申請になります。 譲受人はそれぞれ農地取得要件を満たしており、特に問題はありません。 (7番現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、特に問題はありません。ご審 議の程よろしく願います。
議 長	議第3号5番、6番、7番については、宮久委員の調査報告のとおりで すが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第3号5番、6番、7番は許可と致します。 続いて8番、事務局。
事務局(成重)	8番(同様に朗読)
議 長	議第3号8番についての調査報告を三光地区中原委員に願います。
20番(中原)	(現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしていますので特に問題はありません。 ご審議をお願いします。
議 長	議第3号8番については、中原委員の調査報告のとおりですが、ご異 議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 8 番は許可と致します。 続きまして 9 番、事務局。
事務局 (川上)	9 番 (同様に朗読)
議 長	議第 3 号 9 番についての調査報告を本耶馬溪地区田上委員にお願いします。
26 番 (田上)	(現地について説明) 譲渡人が空き家バンクを通じて住宅を譲受人への売却でありそれに伴う隣接する畑も同時に売買する者です。譲受人は取得要件を満たしていますので特に問題はありません。ご審議をお願いします。
議 長	議第 3 号 9 番については、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 9 番は許可と致します。 続きまして 10 番、事務局。
事務局 (高榎)	10 番 (同様に朗読)
議 長	議第 3 号 10 番についての調査報告を耶馬溪地区矢野委員にお願いします。
29 番 (矢野)	(現地について説明) 譲受人は取得要件を満たしていますので特に問題はありません。ご審議をお願いします。
議 長	議第 3 号 10 番については、矢野委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 10 番は許可と致します。
議案審議 議第 4 号 議 長	議第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番、事務局。
事務局(梶原隆)	1 番、所在 大字 上如水 字 前田、地番 1224 番地 4、地目 台帳現況ともに田、面積 270 m ² 外 1 筆、申請人 ○○ △△ □□、農地種類 3 種、転用目的 農地造成用地 合計 342 m ² 畑地転換による一時転用 許可後から 2 ヶ月間の申請です。
議 長 15 番 (大塚)	議第 4 号 1 番についての調査報告を東部地区大塚委員にお願いします。 (現地について説明) 隣接する市道まで盛土を行い畑地として活用したいとの事です。浸透しきれない雨水については、横にあります荒瀬の水路に放流となっております。隣接の同意、境界の確認も終わっており特に問題はありません。ご審議をお願いします。
議 長 全委員	議第 4 号 1 番については、大塚委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。 (異議なし)
議 長 事務局(梶原隆)	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。 続きまして 2 番、事務局。 2 番 (同様に朗読)
議 長	議第 4 号 2 番についての調査報告を東部地区宮久委員にお願いします。

16 番（宮久）	<p>（現地について説明）</p> <p>雨水は地下浸透で処理します。隣接の同意、境界の確認等済んでおり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 4 号 2 番については、宮久委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 4 号 2 番は許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続きまして 3 番、事務局。</p>
事務局（成重）	<p>3 番（同様に朗読）</p>
議 長	<p>議第 4 号 3 番についての調査報告を三光地区中原委員にお願いします。</p>
20 番（中原）	<p>まず始末書を事務局から読み上げ致します。</p>
事務局（片桐）	<p>（始末書読み上げ）</p>
議 長	<p>始末書の説明を頂きました。続きまして議第 4 号 3 番についての調査報告を三光地区中原委員にお願いします</p>
20 番（中原）	<p>（現地について説明）</p> <p>今回三光地区審議会全員で現地調査を行いました。事務局から説明があった通りです。申請人に再三、指導いたしましたが高かなか指導に従わず今回やっと反省し三光地区審議会では長時間審議した結果、反省や始末書の提出もありましたので地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 4 号 3 番については、中原委員の調査報告のとおりですが、皆さんの審議お願い致します。</p>

20 番（中原）	三光地区審議会では周囲の状況等を調査致しました。周囲は山林であり雨水等状況を改善させました。その結果をかんがみ許可相当と致しました。
議 長	今現在は工事を中止しているということですね
20 番（中原）	現在は中止しています。
議 長	近隣の農地には影響が無いことと始末書を添付していることを踏まえ三光地区審議会では許可相当と判断したということですね。
20 番（中原）	その通りです。
議 長	それでは以上のことを鑑み、もしよろしければ議長一任ということによろしいですか
全委員	（異議なし）
議 長	それではこの件につきましては中津市農業委員会では許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 5 号	議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番、事務局。
事務局（梶原隆）	1 番、所在 大字大塚字西土手、地番 859 番地、地目 台帳現況ともに田、面積 350 m ² 、譲渡人 ○○ △△ □□、譲受人 ○○ △△ □□、農地種類 3 種、転用目的 太陽光発電施設用地、所有権移転 売買 農地以外含事業面積 1,822 m ² の申請です。
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を西部地区前田委員にお願いします。
2 番（前田）	（現地について説明） この農地と申請地の北側に土地があります。それらを含めての太陽光施設の設置でございます。雨水につきましては一部自然浸透あとは東側

<p>議 長</p>	<p>に道路を挟み水路がありますのでそこに放流となっています。周辺の農地につきましても特に影響はございません。西部地区審議会では許可相当として農地部会に進達致しました。ご審議をお願いします。</p>
<p>全委員</p>	<p>議第 5 号 1 番については、前田委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>事務局 (梶原隆)</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして 2 番、事務局。</p>
<p>3 番 (上野)</p>	<p>2 番 (同様に朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 2 番についての調査報告を西部地区上野委員にお願いします。</p>
<p>全委員</p>	<p>(現地について説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>雑排水については近くに住宅があり、そこまで来ていますのでそれから引き込みます。雨水については水路がありますのでそれにつながります。なお、道路の東側については側溝がありませんので側溝を整備しそれから吉原川に流すということでもあります。境界その他図面のとおりであり問題ありません。近隣の農地にも影響はありません。西部地区審議会では許可相当として農地部会に進達致しました。ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 2 番については、上野委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 2 番は許可相当とし、県に進達致します。</p>
<p>事務局 (梶原隆)</p>	<p>続きまして 3 番、4 番事務局。</p>
<p>事務局 (梶原隆)</p>	<p>3 番、4 番 (同様に朗読)</p>

<p>議 長</p> <p>8 番（坪根）</p>	<p>議第 5 号 3、4 番番についての調査報告を南部地区坪根委員にお願いします。</p> <p>（3 番現地について説明）</p> <p>汚水、排水は合併浄化槽を設け北側の大井出の水路に放流。雨水排水は前面の国道 212 号の道路側溝と東側の大井出の方に放流と許可済みです。隣接者の同意、用地立会いも済んでおり、南部地区審議会では許可相当として農地部会に進達致しました。</p> <p>（4 番現地について説明）</p> <p>用地立会い、隣接合意はできています。汚水、排水は合併浄化槽を設け前面道路の水路に放流、雨水も同様に水路の方に放流となっております。転用目的は一般住宅及び家畜診療用地の申請となっております。南部地区審議会では許可相当として農地部会に進達致しました。審議のほどお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 5 号 3 番、4 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（梶原隆）</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 3 番、4 番は許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続きまして 5 番事務局。</p> <p>5 番（同様に朗読）</p>
<p>議 長</p> <p>10 番（義経隆）</p>	<p>議第 5 号 5 番番についての調査報告を南部地区義経隆美委員にお願いします。</p> <p>（5 番現地について説明）</p> <p>譲渡人、譲受人は親子の関係です。隣接する農地等はありません。特に周辺に問題もございません。審議のほどお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 5 号 5 番については、義経隆美委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

<p>議 長</p> <p>事務局（梶原隆）</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 5 番は許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続きまして 6 番事務局。</p>
<p>議 長</p> <p>15 番（大塚）</p>	<p>6 番（同様に朗読）</p> <p>議第 5 号 6 番についての調査報告を東部地区大塚委員にお願いします。</p> <p>（現地について説明）</p> <p>雨水については西側に荒瀬水路が通っておりますそこへ放流となっております。隣接の同意、境界の立会等も済んでおります。なお、この工事ですが進入路がないので隣接の農地を使わせていただく同意も得ています。特に問題はないです。以上審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 5 号 6 番については、大塚委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（梶原隆）</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番は許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続きまして 7 番、8 番、9 番事務局。</p> <p>7 番、8 番、9 番（同様に朗読）</p>
<p>議 長</p> <p>16 番（宮久）</p>	<p>議第 5 号 7 番、8 番、9 番についての調査報告を東部地区宮久委員にお願いします。</p> <p>（7 番現地について説明）</p> <p>申請は、駐車場用地です。雨水は、地下浸透及び隣接水路へ放流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。</p> <p>（8 番現地について説明）</p>

		<p>申請は、宅地分譲用地（2区画）です。排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ流します。雨水についても同様、道路側溝に放流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。</p> <p>（9番現地について説明）</p> <p>申請は、貸店舗用地です。排水は合併浄化槽を設置し、東側水路へ流します。雨水についても同様、東側水路へ放流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議の程よろしく願います。</p>
議	長	<p>議第5号7番、8番、9番については、宮久委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第5号7番、8番、9番は許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続きまして10番事務局。</p>
事務局（成重）		<p>10番（同様に朗読）</p>
議	長	<p>議第5号10番についての調査報告を三光地区中原委員に願います。</p>
20番（中原）		<p>（現地について説明）</p> <p>隣地の同意も得ています。雨水は道路の側溝から小袋川へ放流です。三光地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議の程よろしく願います。</p>
議	長	<p>議第5号10番中原委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第5号10番は許可相当とし、県に進達致します。</p>
議案審議		

議第 6 号	議題 6 号
議 長	その他について事務局から説明します。
局 長	まずは、次回の農地部会の開催についてです。日時は平成 29 年 5 月
	8 日（月）午前 9 時 30 分から。場所は市役所 3 階大会議室となっております。
	次に農政部会の開催についてです。日時は平成 29 年 4 月 12 日（水）
	午前 9 時 30 分から。場所は市役所 3 階大会議室、内容は「大分県農地
	中間管理機構の現状について」で講師は大分県農業農村振興公社渡辺統
	括官、首藤農地課長です。
	他に何かありませんか。
議 長	
全委員	（なし）
議 長	それでは今回の総括を致します。
	議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、
	1 番から 7 番については許可と致します。
	議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。
	議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につい
	て、1 番から 10 番については許可と致します。
	議第 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につい
	て、1 番から 3 番については許可相当として県に進達致します。
	議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につい
	て、1 番から 10 番については許可相当として県に進達致します
	以上を持ちまして、平成 29 年 4 月の農地部会を閉会します。
	（終 午前 10 時 55 分）